

2026年度奨学生募集要項

公益財団法人横山栄十郎記念会

1. 目的

本財団は、三重県の地域振興に資するため、優秀な学生に対して育英上必要な事業を行い、将来社会に貢献し得る有為な人材の育成に寄与することを目的として奨学生の募集を行います。

2. 奨学資金の給付金額と期間等

給付金額：月額5万円(年額60万円)

給付対象期間：2026年4月から大学の正規最短修学期間の4年間

(医学部等6年修学の学部は6年までが給付対象期間)

給付方法：3か月に1度、本人名義の金融機関口座へ振込

(給付予定日：4月25日・7月25日・10月25日・1月25日 ※)

(給付日が金融機関等の休業日である場合には、その前営業日に給付)

※初回給付のみ、4月ではなく、5月25日に3か月分を給付

※返済義務のない給付型奨学金です。

※他の奨学金や大学の授業料減免との併用も可能です。

※9月入学の大学へ進学される場合には、給付対象期間・初回給付日は別途調整します。

3. 出願資格

下記要件すべてに該当する方

- ① 三重県内所在の高等学校を2026年3月に卒業見込であって、調査書に記載の第一学年から直近までの平均評価が5段階で3.5以上の方
- ② 国内の4年制大学に進学を希望する方(医学部等6年修学を含む)
- ③ 学術に優れ、健康であり、学資の支援が必要と認められる方
- ④ 本財団が企画する行事(授与式等)へ参加することができる方
- ⑤ 本財団が定める提出書類を期日までに提出することができる方

※ 本財団における健康とは、前向きに学業に励み、卒業できる見込みがある状態を指します。

※欠格事由 以下の者は出願することができません。

- ✓ 本人及び本人の3親等以内の親族が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しく

はこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）である者

- ✓ 反社会的勢力に自己の名義を利用させようとする者

4. 採用予定者数

10 名程度

5. 応募期間

2025 年 10 月 1 日～2025 年 11 月 20 日

6. 応募方法

下表記載の書類を在学学校長経由で本財団事務局へ提出してください。

①については本財団メール（support@eijurou-kinenkai.jp）宛に提出

②～⑧については郵送による提出

※住民票、所得証明書については学校へ提出する前に封緘いただいて結構です

①・③・⑦・⑧・⑨については、本財団のホームページにフォームを掲載しています。ダウンロードしてお使いください。

奨学生申請書は必ず申請者本人が作成し、申請者本人と保護者の氏名を入力の上、ご提出ください。なお、申請時点において申請者が18歳以上の場合には、保護者氏名の入力は不要です。

提出書類
①奨学生申請書（財団指定の Excel ファイル）
②写真（カラー/6 カ月以内撮影、縦 4.5 cm×横 3.5 cm）
③奨学生推薦書（財団指定様式） ・在学学校長の署名捺印をお願いします ・2 年次最終時点の席次を必ず記載ください
④調査書（原本） ※直近までの成績や学校活動について記載があるもの
⑤住民票（原本）・・・世帯全員が記載されているもの ※発行日から 3 カ月以内 ※マイナンバーの記載がないもの
⑥所得証明書（原本）・・・各市区町村で取得 ※保護者全員分を提出ください。（所得が無い場合は添付不要です）
⑦小論文（財団指定様式） ・指定課題：将来の夢や大学で学びたいこと ・指定文字数：800 字以内

・注意点：油性ボールペンを使用し、本人の手書きで作成してください。
⑧個人情報の取扱いに関する同意書（財団指定様式）
⑨奨学生応募書類チェック表 提出すべき書類が揃っているかチェック表を確認のうえ提出してください。

※書類の不足があった場合は、いかなる理由であれ受理いたしません。

※お送りいただいた書類は返却いたしませんのでご了承ください。

尚、不採用となった方の書類については、選考期間終了後に厳正な管理のもと廃棄させていただきます。

7. 選考・採用の決定

本財団の選考委員会にて書類による選考後、候補者と後日面接を行い、理事会で承認のうえ、内定者を決定します。内定者のうち、大学へ進学される方を権利確定者とし、奨学金を受給する権利が確定します。なお、内定者のうち、進学されない方は、内定者としての権利を翌年 2027 年の受験・入学まで留保します。（権留保者として一浪まで可。）

- （1）応募書類を基に書類選考および面接（2 月 3 日（火）を予定）を行い、2026 年 2 月中旬頃に選考結果（内定）を在学学校長宛に通知するとともに授与式の案内をいたします。
- （2）内定者は、2026 年 3 月末日までに大学入試の可否を本財団までお知らせください。期日までに連絡がない場合には、権利を放棄されたとみなし、失格とします。
- （3）内定者のうち、合格し進学される方は、「入学することを証する書類（合格通知書または入学金振込伝票のコピー等）をすみやかに提出してください。（メール等での提出も可）当該書面の受領をもって権利確定者となります。

8. 権利の確定後

権利確定者は入学後、速やかに、「在学証明書(原本)」・「誓約書(財団指定様式)」・「奨学金給付口座の通帳写し（金融機関名、預金種目、口座名義、口座番号、金融機関の支店番号の記載ページ）」を本財団事務局へ郵送してください。

9. 授与式

2026 年 3 月 27 日（金）に開催予定。授与式の参加及び前項記載の書面の受領をもって正式に本財団の奨学生となります。

※授与式のご案内は、あらためて通知致します。

※授与式に必要な交通費（国内分）は本財団が負担致します。

10. 交流会への参加

奨学生は、本財団が奨学生交流会を開催する際には積極的に参加して下さい。

1 1. 奨学生の義務

(1) 奨学生は以下の書類を所定の時期に本財団に提出してください。

○6月末・9月末・12月末

期中生活状況報告書

○4月末

期末生活状況報告書、成績証明書、年間奨学金受領証

(2) 下記の場合、適宜本財団へ届け出をしてください。

- ① 休学するとき
- ② 復学するとき
- ③ 大学より停学処分を受けたとき
- ④ 学籍を失ったとき
- ⑤ 正規最短修業年限で卒業できないことが確定したとき
- ⑥ 他の大学や学部へ転学・編入学、転学部（科）することが決まったとき
- ⑦ 本財団の奨学金受給を辞退するとき
- ⑧ 本財団に提出した情報等（氏名、実家住所、下宿先住所、電話番号、メールアドレス、振込口座等）に変更があったとき

1 2. 奨学金の休止、打ち切り、返還請求

下記の事由に該当したときは、奨学金を休止または打ち切ります。事由が特に悪質な場合や、事由に該当しているにもかかわらず本財団への届出を怠り奨学金を受給していた場合などは返還を求めることがあります。

- ① 休学となったとき
- ② 停学となったとき
- ③ 学籍を失ったとき（ただし、転学・編入学を除く）
- ④ 奨学生より辞退の申し出があったとき
- ⑤ 正当な理由なく、報告書等の提出義務を果たさなかったとき
- ⑥ 学業成績又は品行が著しく不良であるとき
- ⑦ 反社会的勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき
- ⑧ 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

1 3. 辞退

権利確定後、奨学金の受給は、原則として辞退できません。ただし、奨学金を必要としない事由が生じた場合には、所定の届出書を本財団事務局に届け出ることで奨学金の受給を辞退することができます。

1 4. 個人情報の取扱い

- (1) 本財団が、応募書類から得た応募者の個人情報、奨学生を選考、結果の通知など、選考業務に限定して使用いたします。
- (2) 奨学生の実績人数は、本財団のホームページに掲載するほか、三重県へ報告いたします。
- (3) 選考結果については、本人及び在学学校長宛に報告し、採用学校名（高校）を本財団のホームページに掲載いたします。

15. 注意事項

- (1) 本財団の奨学生は、卒業後の就職その他について何らの制限拘束は受けません。
- (2) この要項に記載してある事項につき不明の箇所等がある場合には、本財団事務局までお問い合わせください。